

○議長 知念富信君 ただいまから令和２年第１回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前１０時０６分）

○議長 知念富信君 令和２年第１回定例会の開会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、令和２年度の当初予算を審議する議会でもあります。本日までに提出された案件は、令和２年度の一般会計予算のほか、昨年度まで別々にあった下水道事業と農業集落排水事業の特別会計が、地方公営企業法の適用に伴い、予算書が一つとなった下水道事業会計予算及び、これまでと同様の国民健康保険、後期高齢者医療、土地区画整理事業の各特別会計予算３件、条例案等１６件の合計２１件の議案と、報告１件、請願・陳情４件が予定されております。また、追加議案として、後日、令和元年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算、売買契約案件が提出されることになっております。したがって、会期も本日から２７日までの２４日間を予定しております。なお、会期日程表と議案等及び請願・陳情の取り扱いについては、去る２月２１日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので、各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査または調査の報告がなされるようお願いいたします。

この際、町長初め、執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますように、議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に挑んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項があった場合には、特に資料提供やわかりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合にその理由を明らかにする等に留意していただきたいと思います。可能な限り休憩を少なくするようにお願いいたします。次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましても、議案審議がスムーズに行われますように、また、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げまして開会のご挨拶といたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員

は、会議規則第 127 条の規定によって 8 番 照屋仁士議員、9 番 金城好春議員を指名します。

日程第 2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第 2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 27 日までの 24 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は 24 日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

日程第 3．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第 3.議長諸般の報告を行います。令和元年第 4 回定例会から今日までの諸般を報告します。事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。主な事業につきまして報告をいたします。まず 2 ページ、12 番目、長崎県時津町議会、議会広報編集特別委員会の議員の皆さんが行政視察で来庁され、当庁の広報委員会の議員と意見交換を行った後、町長と議長へ、首里城の再建に向けて役立てていただきたいということで、見舞金を託されていまして、後日、日程調整の上、県へ届ける予定であります。下段の 16 番目です。沖縄県町村議会議長会第 49 回定期総会において、全国町村議会議長会による議会表彰、議員表彰の伝達式が行われ、当町の宮城清政議員が町村議会議員としての多年にわたり地域の振興発展に寄与された功績が認められ、全国町村議会議長会より表彰されましたことを報告いたします。あとは、各自でご一読くださるようお願いいたします。

次に、本日までに受理した請願第 1 号と陳情第 1 号から 3 号は、お手元に配付したとおりであります。この 4 件に関しましては、各常任委員会へ付託しましたのでご報告いたします。それぞれの内容については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合、南部広域行政組合議会の各一部事務組合等の議

会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月出納検査結果の令和元年 11 月、12 月、令和 2 年 1 月の報告書及び令和元年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されておりますので、各自ごらんになっていただきたいと思います。教育委員会から平成 30 年度教育事務点検評価報告書が、それぞれ提出されております。各自でごらんになっていただきたいと思います。以上をもって諸般の報告とします。

日程第 4．町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 日程第 4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。では、町長にかわりまして私のほうから町政一般報告をさせていただきますと思います。初めに総務部総務課関係について申し上げます。町への一般寄附金といたしまして、12 月 12 日に新垣春子様、19 日に金城一弘様、23 日に金城美津子様、25 日に有限会社大城廣四郎織物工房様、27 日に大城新正様、1 月 7 日に儀保博康様、21 日に安岡建設株式会社様、30 日に株式会社南土木設計様、株式会社南テクノ様より寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。12 月 14 日に、「南風原町内の環境美化の促進と美化啓蒙活動」として、ちゅら島環境美化町内一斉清掃を開催しました。町内外の事業所の皆さんを中心に、565 名の参加があり、黄金森公園周辺の草刈りと清掃を行っていただきました。1 月 12 日に町成人式を中央公民館で開催しました。おそろいの羽織袴や華やかな振り袖に身を包んだ新成人 384 名が、大人の仲間入りをしました。2 月 14 日に県内において初の新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受け、同日午後 5 時 30 分に「南風原町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、第 2 回対策本部会議において、今後の対策方針を策定し注意喚起を行いました。

次に企画財政課関係について申し上げます。これまで平成 29 年度に策定した「南風原町中期財政計画」に基づき、国民健康保険特別会計の累積赤字の計画的解消に努めてまいりましたが、厳しい財政状況を打破し、将来にわたって持続可能な行財政運営を確立するため、町行政改革推進委員会に対し、令和 2 年度から 3 年間の第三次財政健全化計画（案）について諮問し、審議の結果、2 月 27 日に答申を受け、新たに『第三次財政健全化計画』を策定いたしました。今後は本計画に基づき事業の見直し、歳入の確保に努め健全で持続可能な行財政運営に努めてまいります。

次に住民環境課関係について申し上げます。1 月 14 日から住民環境課窓口では番号案内

システムを導入しております。各種証明書等の交付の際、受付番号がモニターに表示され、氏名ではなく番号でのお呼び出しを行うことで、プライバシーが保護されるだけでなく、待ち時間の目安が立てやすくなり安心してお待ちいただけるようになりました。今後もよりよい住民サービスの提供に向けて取り組んでまいります。

次に民生部こども課関係について申し上げます。令和2年度の幼稚園及び保育所等の入園入所の申請受付は1月末日で終了し、4月の入園入所に向けて準備を進めているところです。保育園整備については、19名定員の小規模保育園が4月に開園、90名定員の認可保育園2園は8月ごろの開園に向けて工事を進めております。また、今後5カ年間の教育・保育及び子育て支援の提供体制等の円滑な実施に向け策定する、第二期南風原町子ども・子育て支援事業計画は、2月27日に最終の会議を終えており年度内に策定し公表いたします。アンケート回答も含めて多くの町民、関係者がかかわっていただいたことに感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染防止のための町内小中学校の臨時休業決定を受け、町内の学童クラブに対し、臨時休業期間中も感染の予防に留意した上で原則開所とし、長期休暇期間等同様の開所時間の取り扱いとする、厚生労働省通知を踏まえた要請を行いました。また、町内保育所にも同様の原則開所を要請しました。同趣旨に基づき町内4児童館も学童クラブ同様の開所を行いました。

次に保健福祉課関係について申し上げます。1月22日に「認知症サポーター養成講座」を今年度3校目となる翔南小学校で開催しました。4年生82名が受講し「高齢者には親切にしたい」「道に迷っている高齢者がいたら優しく声をかけたい」等の感想が寄せられました。2月17日に令和元年度生活支援体制整備事業研修会を開催しました。公益財団法人さわやか福祉財団の阿部かおり氏を講師にお招きし、「ちむぐくるのまち南風原にむけて～住み慣れた地域で暮らしていくために～」をテーマに講演していただき、各字の区長自治会長の皆さんや民生委員・児童委員、老人会、町社協職員等の方々が参加し、住みなれた地域で暮らしていくために地域でできること等について研修しました。民生部においては、「日本脳炎予防接種1期追加の通知漏れ」と「乳がん検診無料クーポン券の有効期限の記載誤り」の2件の不適切な事案がありました。お子様や保護者の方、検診対象者の方々へ不安を抱かせてしまったこと、町民の皆様、関係各位にご心配とご迷惑をおかけし、町民の信頼を損ねてしまったことを深くおわび申し上げます。今回の件につきまして、深く反省し、業務の進捗管理と報告・連絡・相談を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係は、交通安全施設整備工事が1月29日に完了しました。住宅リフォーム支援事業では、昨年の10月21日から11月15日まで追加募集を行い2件の申し込みがありましたが、そのうち1件の辞退申し出があり、追加募集前の7件と今回の追加募集1件と合わせて8件が完了しました。計画関係では、照屋地区（国道507号バイパス東側）において土地区画整理組合設立発起人会が地権者代表で組織され、2月26日に町に対して土地区画整理法に基づく技術援助申請がありました。今後は、発起人会とともにさらに勉強会等を重ね組合設立に向け、進めてまい

ります。都市マスタープランの策定については、1月30日に第1回審議会を開催し、委嘱状交付の後、町の現状と課題等について審議を行いました。次年度末の策定に向け取り組んでいます。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業の町道73号線道路事業では、2月17日に町道73号線の磁気探査業務、3月2日に道路改良工事が完了しました。町道10号線道路改良事業では、12月4日に用地及び物件補償1件が完了し、12月27日には新たに物件補償1件を契約しました。街路事業では、2月10日に津嘉山中央線の用地及び物件補償1件が完了し、2月4日と2月12日には新たに2件を契約しました。工事は、歩道整備が2月19日に完了し、新たに車道部の舗装工事1件を12月26日に契約しました。津嘉山中央線2工区では、物件調査委託業務2件が12月27日に完了しました。公園整備事業では、黄金森公園の野球場バックネット及び陸上競技場北側フェンスの取りかえ工事が2月27日に完了しました。津嘉山公園は、2月5日に園路整備工事、2月25日に法面対策設計業務が完了し、東屋設置工事を3月9日に完了予定です。

次に区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業では、完了した工事等について12月12日に土地区画整理区域内の污水管移設工事、1月30日に物件移転1件、2月4日に物件調査業務、2月14日に道路築造の設計業務、2月18日に造成工事に伴う磁気探査業務、2月26日に本部公園線の道路築造工事、2月27日に造成工事に伴う磁気探査業務と旧津嘉山ハイツの造成工事が完了しました。下水道事業では、同じく完了した工事等について12月23日に山川地内の污水幹線工事と津嘉山地内の污水管調査設計業務、12月24日に照屋地内の雨水幹線工事と磁気探査業務、12月25日に津嘉山中央線の污水管布設工事、12月27日に水質・水量調査業務、1月7日に土地区画整理区域内の雨水管布設工事、2月13日に与那覇地内の污水管布設工事、2月28日に照屋地内の雨水幹線工事が完了しました。また、照屋地区の雨水幹線工事1件を3月末契約に向けて取り組んでいます。農業集落排水事業では、1月9日に神里地区污水处理場の機器修繕工事を契約し3月下旬完了に向け取り組んでいます。2月26日には神里地区污水处理場の最適整備構想策定及び機能診断調査業務が完了しました。

次に産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、12月8日に第6回JAおきなわ津嘉山支店まつりが津嘉山地域振興資料館及び同駐車場において開催されました。例年開催していましたが、「おきなわ花と食フェスティバル」、「野菜品評会」、「果樹品評会」及び「JAおきなわ南風原支店まつり」については、豚熱の対応等のため中止となりました。商工関係については、2月8日、9日の2日間、商工会主催の「ルンルンはえばるフェスタ」がイオン南風原店で開催され、町内特産品等を一堂に集めた物産販売、伝統工芸の琉球餅の機織り体験など、関係団体の協力により幅広く町産品を紹介することができました。オープニングにおいては、南風原町地域ブランド認定商品に新たに認定された4品に認定証交付式が行われました。また、2月17日には令和元年度琉球かすり後継育成事業（38期生）の閉校式が開催され、5名の生徒が約8カ月間の研修を修め後継者として修了証の手

交式が行われました。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。「平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に関して、教育事務点検評価審議会より、令和 2 年 2 月 20 日に答申を受け、今議会定例会に報告書を提出しています。1 月 23 日に南風原町総合教育会議を行い、「令和 2 年度一般会計当初予算（教育部）に関する意見書」について協議しました。第 40 回新春マラソン大会が 1 月 12 日、黄金森公園陸上競技場で開催され、町内外から 451 人の参加のもと心地よい汗を流しました。黄金森公園陸上競技場では、1 月 13 日からヴィファアーレン長崎春季キャンプが 13 日間行われ、キャンプ期間中の 1 月 19 日には、コーチや選手によるサッカー教室が開催され、南風原中学校、南星中学校のサッカー部 41 名が実践的な指導や現役選手の技術の高さを肌で感じていました。また、1 月 31 日から 2 月 8 日まで、名古屋グランパス春季キャンプが行われ、2 月 1 日に、コーチ陣による、町内の小学生約 70 人余のサッカー教室が開催され、楽しく交流を深めました。さらに名古屋グランパスとトヨタ O T M グループが協力し、地域貢献活動の一環として本町の小学校 4 校と中学校 2 校にサッカーボール 80 個の寄贈がありました。

次に学校教育課関係について申し上げます。文部科学省から公立小中学校の臨時休業要請を受け、児童生徒の健康・安全を確保するとともに新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、3 月 2 日から 3 月 24 日まで町立小中学校を臨時休業といたしました。保護者の皆様には大きなご負担等もあるかと思いますが、趣旨をご理解の上ご協力をお願い申し上げます。小中学校では 12 月 8 日の「教育の日」に、学力向上推進の一環として、午前中に学校公開として授業参観及び学力向上推進実践発表会、午後には児童生徒 147 名に教育長表彰を行い、家庭学習に取り組んだ児童生徒を保護者や地域の方々とともに励ましました。町立 4 幼稚園では、12 月 15 日に生活発表会、学力向上推進実践発表会が多数の保護者出席のもと行われ、園児のかわいい発表に周りから大きな拍手と歓声が上がりました。2 月 26 日に町立中央公民館研修室において町立幼稚園 4 園研修会成果報告会を開催しました。各幼稚園の園長、教頭、教諭、町立小学校長や幼小連携担当教諭の参加のもと、本年度に各幼稚園で取り組んだ研究発表が行われ、今後の幼稚園教育の充実に資する報告会となりました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。生涯学習の推進を目的にと、令和元年 10 月 11 日に開校した「はえばる大学」は、南風原町について学び、地元の魅力をより深く探求するための講義 9 回を終えました。3 月 12 日の閉校式には、受講生らによる「我々が考える町の魅力の発信方法等について」を発表する予定となっております。1 月 26 日に、地域への愛着ときずなづくりを目的とする「第 5 回南風原ふるさと発見ウォーク」を行いました。当日は雨天のため、途中で中断となるコースもありましたが、88 名の参加者が津嘉山地区を回り、地域の歴史やよさを再発見できました。参加した 4 年生からは「探検していて、ビズルの神様や津嘉山にしかない唯一のものがあって楽しかったです」との感想をいただきました。2 月 1 日から 2 日に第 13 回自治公民館活動実践発表会「第 42 回生涯学習・公民館まつり」を開催しました。1 日目は宮平子ども獅子舞、ビューリーズ、社会教育委員

の活動報告や、3字による自治公民館実践発表、自治公民館サークル12団体の舞台発表、2日目のサークル活動発表会では南風原町ジュニアリーダークラブの高校1年生と中学2年生の司会進行で32演目の舞台発表会があり、日ごろの練習の成果を披露しました。また作品展示も行い、2日間にわたり多くの公民館利用者やその家族等が来場するなど大いににぎわいました。以上を申し上げ、令和2年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告いたします。

毎回、別紙で定例会ごとに報告しております公共工事等に関する行政報告書については、12月定例会以降の1,500万円以上の工事はありませんでしたので、おつけしてありませんということを報告して終わります。以上です。

○議長 知念富信君 以上をもって町政一般報告を終わります。

日程第5．町長の施政方針

○議長 知念富信君 日程第5．町長の施政方針となっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

○町長 赤嶺正之君 皆様、おはようございます。

令和2年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに 昨年の10月に発生した首里城の火災で、沖縄県民の心のよりどころである首里城と多くの美術品や絵画などの貴重な資料が焼失したことに、町民の皆さまも心を痛めたことと存じます。首里城の早期再建に向け、本町においてもできる限り支援していく所存です。今年は町制40周年の節目を迎えることから、新たな飛躍の年にするため、多くの政策を成し遂げることを念頭に、私が掲げました未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに、平和な町づくり、教育文化の町づくり、福祉の町づくり、豊かな町づくり、住みよい町づくり、健康の増進とスポーツ振興、そして町民参加の町づくり、この7つの政策に引き続き取り組みます。これらの政策に重点を置きながら、町の財政健全化への着実な取り組みを推進し、持続可能な財政基盤の確立に努めつつ、重要な政策課題には必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた町政運営に努めます。今後とも町政運営に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、令和2年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 「第五次南風原町総合計画」の将来像「ともに

つくる黄金南風の平和郷」に向けて、地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任を持って暮らす町民が、個々の思いを表し、意見を交わし、夢や目標を実現していく、そのようなまちづくりを目指して諸施策を展開します。その基本理念の「平和」、「自立」、「共生」の実現については、世界の恒久「平和」を願う町民の心を、国内はもとより世界へ向けて発信する平和なまちづくりに取り組んでいくとともに、新たな時代の中で、「自立」した人々が育ち集う、地域力のあるまちづくり、そして自然との調和、人と人のつながりを大切にした「共生」のまちづくりを目指します。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて みんなで創る協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場をとおして町民一人ひとりが共に考え、助け合い、支え合って創意と工夫で地域力を高め積極的にまちづくりに参画できるよう取り組みます。そのためにも地域活動の現状と課題を認識し、自治会との連携を図っていきます。町民と行政の情報共有については、広報紙をはじめ町ホームページ、SNS等あらゆる手法を活用し、わかりやすく必要な情報を発信します。また、住民自治を学ぶ出前講座や学習会の開催を推進するとともに、各種委員会等への住民参画を促し、引き続き町民の皆様のご意見が町政に最大限に反映される仕組みづくりに努めます。

きらきらと輝く人が育つまちについて 子ども達の「生きる力」と主体的な行動を育てていくために、「家庭教育」、「ふるさと教育」、「学校教育」を通して、自ら考え、決め、行動できる人づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。また、これまで取り組んできた児童・生徒の基礎学力の定着と併せて新たに読解力の改善に取り組み「確かな学力」向上の推進を図ります。文部科学省の提唱する「GIGAスクール構想」の実現に向け、町内小中学校の全普通教室にICT環境の整備を行い「創造性を育む教育ICT環境の実現」に向けた整備を進めます。幼稚園教育、保育については、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の重要性を捉え、専任園長配置や「幼稚園体育活動充実事業」など様々な事業を展開し、より一層の幼稚園教育及び保育の充実を図ります。学校給食については、児童生徒の増に対応する学校共同調理場の施設整備を図るとともに、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育を推進します。教育施設については、令和元年度に公立幼稚園、小中学校の全普通教室に空調設備の整備を行い、今年度から稼働となります。快適な教育環境の中で、更なる学力向上を図るとともに、省エネ活動を含めた環境教育・環境学習にも取り組みます。町民の生涯学習を推進するため、中央公民館や文化センターを文化活動や学習活動の拠点として活用するとともに、地域づくりの拠点として地域と町民を繋ぐ役割を推進し、幅広い年齢層が交流する機会の拡充を図ります。平和学習・交流・観光関連事業の推進については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用、「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「青少年の国際交流」による中学生のハワイ派遣を実施します。また、海外移住者子弟を南米から受け入れ親戚や町民との交流を図ります。スポーツ振興については、黄金森公園施設を活用したスポーツキャンプを誘致します。また、町民へ広くスポーツ実践の機会を与え、生涯スポーツ及び競技力向上の推進等、スポーツ振興に取り組みます。

ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて 第二次南風原町地域福祉推進計画に基づき、町民主体の地域福祉活動の充実や様々な福祉課題の早期把握及び相談支援体制の強化を図り、関係機関と連携し地域で支え合い誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。町民の健康づくりについては、生活習慣病の予防に重点を置くとともに、一括交付金を活用した学童期の生活習慣病予防の取り組みの継続及び子ども・子育て支援交付金を活用した妊産婦から子育て期までの切れ目のない支援の充実強化等、ライフステージに応じた支援体制を強化し、健康長寿の実現を目指します。国民健康保険事業の運営については、国保制度改革以来続いてきました国保会計の赤字について、令和元年度末ですべて解消いたします。しかしながら、令和2年度以降も厳しい国保財政の状況が続くと想定されることから、沖縄県国民健康保険運営方針に示す市町村の役割をしっかりと担い、県と連携し安定的な運営、負担の公平化及び医療費適正化の取り組みを推進します。子ども・子育て支援については、子育てをしている保護者から高い評価をいただいている、中学卒業までの子ども医療費助成の現物給付を引き続き実施します。保育所待機児童の解消に向けては、90名定員の保育園2園と小規模保育園1園の開園による定員増及び認可保育園との連携した解消策に継続して取り組みます。子どもの貧困対策等については、子育て家庭が社会的に孤立することのないよう、引き続き居場所の設置や若年妊産婦の支援を継続し、支援を必要とする子ども達を支え、健やかな成長を育んでいきます。障がい者（児）・高齢者支援については、利用者や地域のニーズを踏まえ「第9次南風原町高齢者保健福祉計画」、「第5次南風原町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、福祉サービスの充実及び相談支援体制の強化を図り、地域包括ケアシステムの更なる発展を図ります。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。拠点産地である、かぼちやの増産支援のためのミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入などの助成を実施するとともに、新規就農一貫支援事業の活用による生産農家を支援し、農業経営基盤の強化に努めます。また、特定地域経営対策事業を活用し、自然災害に強い施設の整備を行い、付加価値の高い農産物の生産や出荷体制の強化が図られるよう、関係機関との連携を行い、販路拡大に向けた取り組みを支援することで農業経営の振興を図ります。担い手育成などについては、町農業委員会の農地利用最適化推進委員、JAおきなわ、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地を解消し、農地の確保・集積を行うとともに、農業次世代人材投資資金交付金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組みます。基幹作物であるサトウキビ振興については、病虫害対策や種苗配布に対する補助等による生産振興を図ります。花き振興については、新たな品目への取り組みの強化や導入支援に努めるとともに、ストレリチア立ち枯れ対策の強化を促進します。畜産振興については、生産基盤の整備と経営の安定化を図るため、家畜公害・環境保全対策事業や家畜伝染病予防事業に取り組みます。商工振興については、一括交付金を活用した「南風原町地域ブランド

構築・展開プロジェクト」事業により、特産品の商品開発や、販路拡大を町商工会と連携し取り組んでいます。既に複数の事業所が量販店などと商品の販売契約を結んでおり、今後も商品の販路開拓に取り組めます。また、中小企業対策については、町内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう支援を強化します。また、本町への新たな企業立地の促進・支援を強化し、雇用拡大を図ります。伝統工芸産業振興については、振興計画に基づく「後継者育成事業」等を実施し、琉球絣・南風原花織の従事者の減少に対応し若手を中心に育成することで、現代の新しい感性を持った後継者の育成を琉球絣組合と連携して取り組めます。観光振興については、観光協会と連携して観光施策の推進・振興に努めます。

みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて 都市化や生活スタイルの多様化が進むなか、地域における安全・安心な環境基盤づくりを地域と協働し取り組めます。道路事業については、昨年と同様に町道 10 号線では事業用地の確保、町道 73 号線は道路整備を促進します。新たに照屋地内の町道 68 号線は、整備に向けた設計業務に取り組めます。街路事業については、引き続き津嘉山中央線は道路の整備、津嘉山中央線 2 工区は事業用地確保のための物件補償を進めます。公園事業については、引き続き黄金森公園の老朽化した転落防止柵の取り替え、津嘉山公園では、北側斜面の対策工事と照明施設の埋設管等の整備を進めます。津嘉山北土地区画整理事業については、旧津嘉山ハイツ区域の宅地造成及び本部公園線等の整備を進めます。下水道事業の污水整備については、津嘉山北土地区画整理事業区域と津嘉山中央線を重点地区として整備を促進し、併せて下水道接続の普及活動を強化します。雨水整備では、引き続き照屋地内の整備を進めます。農業集落排水事業については、神里地区污水处理施設の老朽化に伴う再整備事業の採択に向けた実施計画策定業務を行い、各世帯の接続の普及活動についても促進します。計画関係については、引き続き那覇空港自動車道南インター周辺の市街地整備事業化に向けた取り組みとして、市街化区域編入に係る調査、第五次総合計画土地利用構想との整合を図る都市マスタープランの見直し等を進めます。また、南風原町景観条例を令和 2 年度から施行し、町民及び事業者の協働による良好な景観の形成に取り組めます。交通安全施設整備については、引き続きカーブミラー、横断防止柵等の整備を行います。

環境と共生する美しく住みよいまちについて 住み良い住環境と循環型社会の実現に向け、ごみ減量化と資源化・再利用を促進します。また、ごみの不法投棄等については、町内の不法投棄発生箇所を中心にパトロールを強化し、立て看板等を設置し対策に取り組めます。まだ食べられるのに捨てられる食品ロス削減のため、「食品ロス削減計画」策定に向け取り組み、「はえばる版リサイクルループ」事業を中心に、町民、NPO、企業・事業所等との連携及び情報共有をおこないます。次世代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習も重要なことから、「はえばるエコセンター」を活用した各種環境講座や学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ります。町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めます。

健全な行財政運営について 本町の令和元年度予算は、緊縮財政によりこれまでにない

厳しい予算編成となりました。今後も国保会計の赤字の解消、東部消防庁舎建設に伴う負担金の増、会計年度任用職員制度の導入等、新たな財政負担も見込まれることから「中期財政計画」を見直し、令和２年度から令和４年度まで３年計画の「第三次財政健全化計画」を策定しました。歳入・歳出の両面において健全化に取り組み、将来にわたって安定したサービスの提供ができるよう、計画を着実に実行し健全で持続可能な財政運営に務めます。

予算編成について 令和２年度の予算編成については、「第三次財政健全化計画」を基に、第五次南風原町総合計画の将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、「選択と集中」による予算編成を行いました。今後も引き続き、子育て支援・教育の充実を図り、福祉向上、産業振興等、町民ニーズに応えた事業を実施し、「南風原町に住んで良かった」「南風原町にずっと住みたい」、そう思っただけのような町づくりに、誠心誠意取り組みます。

おわりに 以上、令和２年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べました。予算以外の審議案件として議案 16 件、また、追加議案として数件提出する予定です。令和元年度補正予算の議案については、先議案件とさせていただきます議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。令和２年３月４日、南風原町長 赤嶺正之。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長 知念富信君 以上をもって町長の施政方針を終わります。
暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 55 分）
再開（午前 11 時 05 分）

○議長 知念富信君 再開します。
これから議案の上程に入ります。

日程第 6．議案第 11 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 知念富信君 日程第 6．議案第 11 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 11 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等

を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例において所要の改正を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第 11 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要を説明いたします。改め文を読み上げて説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（南風原町職員等の旅費に関する条例の一部改正）第 1 条 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第 3 条第 3 項中「第 16 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 16 条各号」に改める。（南風原町職員の分限に関する条例の一部改正）第 2 条 南風原町職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。第 9 条中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。（南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）第 3 条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 11 分）

再開（午前 11 時 11 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 改めて、追加して説明いたします。まず、法律の地方公務員法の第16条第1項「成年後見人又は被保佐人」という項目がありました。こちらが、法律改正により削除となったことからその号が繰り上がります。内容は変わりません。ただ、成年後見人及び保佐人ということがなくなったことによる条項の削減でありまして、これまで2号以降は「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」、また次の項で「当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」、「人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者」、次に「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」という規定がありますが、その号が繰り上がるという改正となっております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 今、説明を受けましたけれども、ヌーガヌーヤラわからんというところのお話しなんです。これ、議員だったらわかってしかるべき内容のことなのか。それとも、一般市民の目線で見てもわからないといけないことなのか。今の内容ですと、もうちょっとかみ砕いてやっていただきたいというのが本音なんです。例を出してでもいいですし、その辺をちょっとお願いできないですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは再度説明いたします。まず、地方公務員法の改正は、この職員定数は欠格条項となります。職員というのは、この人たちは欠格、できませんよということの中に、これまで「成年被後見人又は被保佐人」というだけで欠格条項となっておりました。その欠格条項があったことから、職員の給与に関する条例の中、また職員の分限に関する条例の中、また、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中にも、「成年被後見人又は被保佐人」というだけで、その中からは除くという規定がありました。地方公務員法の第16条第1項には、保佐人、被後見人等の欠格条項がありましたが、旅費規定、分限規定で、基準を定める規定からは、それは除くという規定がありました。その除くというのが1号でありましたが、それが削除になったことから対象ということになっております。除くという規定がなくなったということでの号の繰り上げの改正となります。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 項の乗りかえと言うんですか、書きかえと言うんでしょうか、その辺

のことで、内容そのものに変わりはないということですね。それでいいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 内容そのものは変わりません。これまで外されていた中の方々が、号が繰り上がるということになります。今までは、その一番最初にこの方々は除かないというものが、ただし書きであったことから、その分がなくなったということになっております。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 今の大城 勝議員と似たようなものかもしれませんが、不勉強で済みません。一番最初の説明の中では、私の聞き漏らしかもしれませんが、地方公務員法の話がありました。これももとは、成年後見人の権利に関する法律ですよね。それが施行されたので、関係条例が変わりますと。国もそのもととなった成年後見人云々の法律の整備に関する法律で、それによって、例えば地公法だとか、それから職員の分限、これも地方公務員法かな。そして、今度は保育の法律、これらの法律も変わって、それに伴って各市町村でも同様の措置がされるという理解でいいのかなというのが 1 点目です。

今、大城 勝議員から質疑があった件についてですけれども、要するに、この 3 つの法律条例に関連して、成年後見人になれる人、なれない人。なれない人として 3 つあったと。欠格条項が削除された。これまでできなかった人ができるようになったのか。それともできなかった人は、同じようにできないけど、ただ号の繰り上げで、動いただけなのか。要するに、この条例を変えることによる効果、変化、そういったものが聞きたいわけ。要するに、削除されたというんだから、欠格条項がなくなったら、先ほど言った何々の罪を犯した者は除きますとかありましたよね。そういった者もできるようになってしまったのか。という点が聞きたいわけ。お答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、この法律の改正の趣旨ですが、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法もそうですが、国家公務員法、あらゆる各省にわたって、相当な数の法律が改正されました。ただ、我々今回は、地方公務員法、また児童福祉法の改正により、議案第 11 号の提案となっております。この法律の改正において定められた成年後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ると。それだけで欠格条項ではなくて、現制度においても、例えば公務員の場合、採用時に試験や面接等により適性を判断

し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においては、病気、休職、分限などの規定等も整備されているということがありまして、地方公務員法等の改正で、その欠格条項から外されたということになります。それを受けて、我々今回、議案第 11 号については、これまで成年後見人であることだけで対象ということから除いていました。除いていましたが、その除く上位法がなくなったために削除ということになりますので、今回の改正によって対象範囲が狭まるとか、広がるとかという影響はありません。今回の改正について、もともと成年後見人であることを、欠格条項を定めていた条例なのですが、この 1 号は除くという条例でした。ですから、この 1 号がなくなったために、改正ということで、なのでこれまでの条例の運用については、変更はないということであります。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 済みません、まだ十分腑に落ちていないので聞きますが、これまでには、成年被後見人だから、いわゆる禁治産者という言葉が昔ありましたよね。あの言葉が変わってそうなったと理解していますけれども、権利が一部行使できないとか、する上で障害があるから被保佐人をつけるとか、後見人をつけるという仕組みは同じだと思うんですけども、例えば、こんな例がふさわしいかどうかわからないけど、役場職員になるに当たって、あなたは被後見人というんですか、いわば本人ですね。権利が十分に行使できない、しようと思ってもできない人。例えば極端に言うと、役場に就職しようと思って、試験を受けようと思ったけど、それをもって除かれてきたけど、今後はそういう差別はなくなって受けられますということも含むのか、含まないのか。今のは極端な例ですけども、一番最初に、その権利を要望するというか、拡大する、そういう趣旨だということでしたから、例えばそういったことなどもあるのかどうか。お聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 ただいまの質疑に関しては、今回の条例とはかかわりませんが、第 16 条の第 1 号によって、それは欠格条項であります。これは地方公務員法でも定められていました。今回の改正、新旧対照表をごらんになっていただければわかると思うのですが、職員等の旅費に関する条例、新旧対照表の 3 ページ、改正前は、法第 16 条第 2 号から第 5 号までの掲げる職員。被後見人は 1 号でした。ですから、従来からここにはかかってきていませんでした。しかし 2 号が 1 号になる。3 号が 2 号になるということで繰り上がりますので、改正後は各号ということの改正でありまして、もともとはこの 3 つの条例ですね、成年被後見人及び保佐人は該当していませんでしたので、改正によって適用が変わるということとはございません。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 南風原町でこれにかかわって、要するに、改正をしなければいけないのは、この 3 つの点だということでこうなっていることからすれば、何ら取り扱いが変わるわけではないと、そういう説明だったかと思うんですけども、法律の改正の考え方は、先ほど言ったように、権利の、余りにも制限を緩めるというか、権利を拡大するというか、そういう意味だと最初に答弁がありましたよね。それとのかかわりだけで聞けば、南風原町の条例ではそうだけれども、国の法律の改正はそういう趣旨だということですから、そういう制限を緩める趣旨だと理解していいですか。これは、この条例のもとになった法律のことですので、お聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 上位法である法律の改正ですから、その趣旨にのっとり我々は行政運営をしてまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 11 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 11 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第 11 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 11 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 7. 議案第 12 号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 7. 議案第 12 号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 12 号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、政務活動費の減額を行いたいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは改め文を読み上げて説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の 1 項を加える。3 項、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 4 条第 1 項中「1 万 5,000 円」を「5,000 円」とする。附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。なお、提案理由としましては、先ほど副町長から説明がありました、厳しい財政状況を鑑みての内容となっております。以上が議案第 12 号となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 12 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 12 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第 12 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 12 号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 8．議案第 13 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 8．議案第 13 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 13 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは改め文を読み上げて説明いたしますので、新旧対照表及び改め文をお願いいたします。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

10 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、別表第 1 中「79 万円」を「63 万 2,000 円」とし、「64 万 5,000 円」を「58 万 500 円」とし、「60 万 4,000 円」を「54 万 3,600 円」とする。附則（施行期日）1 項、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部改正）2 項、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を次のように改正する。附則に次の 1 項を加える。3 項、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の期末手当の算定の基礎となる給料月額、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例附則第 10 項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の給料月額によるものとする。以上が議案第 13 号の内容となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 一つ教えてください。今、対象になっておられる 3 名の方々は、いろいろな会議など、外部機関へも行っておられると思います。令和元年度に、そこから支給される手当と申しますか、そういったもので、財政上の問題で減額されたものが元年度にあったかどうか。そして令和 2 年度にはそういう予定が、減額されるとか、なくなるとか、わかっているものがありますか。お伺いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 この報酬とか手当は、各種機関の条例規則等で定められた額を支給することになっております。ですから、その他の所属においては、その条例に基づいて支給されているということとなりますので、しかし、そこが減額されているとか、そういった状況は、我々は把握しておりません。

○議長 知念富信君 3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 把握していないということは、あったかもしれない、あるかもしれない

いということですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 1 団体は把握しておりまして、東部消防は減額されていると聞いております。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員

。

○13 番 大城 毅君 令和元年度も同じようなことがされているかと思うんですけれども、同じような内容ですね。特に2ページ目かな、新旧対照表の4ページに書いてあるところです。この趣旨は、期末手当については減額したものを基礎にするのではなくて、減額する前のもともとの金額を基礎にして計算するという意味ですね。今回、前回の提案理由と比較していないのであれですけれども、令和2年度の一般会計予算と絡むわけけれども、一つだけ印象に残っているのは、これは後の議案ですけれども、はえばるふるさと博覧会、従来、実行委員会に800万円の補助金を出して、隔年、2年に一遍の祭りをしてきましたけれども、これが今度50万円に減額をするということのようです。町長も施政方針の中で述べておられました。これまでにない、大変厳しい予算だという認識のもとに予算提案がされるのだらうと思います。ところが、この議案第13号は、今言ったように、期末手当の計算方法についてはこれまでと一緒ということになると、バランスとしてどうなのかなと思うわけです。例えば、減額されたその金額で、期末手当を計算するという方法も、とうとうと思えばとれたはずです。そうしていない理由は何なのか。これを伺います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、期末手当に影響させていないのはなぜかというご質疑だと思いますが、減額については、昨年度も説明しておりますが、まず町長と副町長とのバランス、副町長と教育長のバランス、三役と管理職、部課長職員とのバランス、さまざまなバランスがありますので、そういったものを考慮、また職責を考慮して給料の20%の減額ということにしております。また、年額では町長においても約190万円、大きな額だと思っておりますので、我々としては、厳しい財政状況の中、十分な覚悟を持った姿勢だと理解しております。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 今の答弁ですけれども、先ほど言ったのは、たまたま一つの例を、

これから提案される一般会計のものから１個だけつまみ出しましたけれども、あれは２年に一遍ですから、令和元年度と比べられないのであれですけれども、前回実施されたのがその前の年ですから。ただ、今の説明は、他の職員、南風原町で言えば、次は部長などとの均衡が図られるようにという趣旨だったかと私は聞きますけれども、いわば捉え方ですから、町民の予算について大削減しながら、理由をつけて三役の期末手当については維持されたと。こういう理解もできるということを指摘して終わります。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 １点だけお伺いします。町長 20%、副町長 10%、教育長 10%の減ということになっているのですが、県内各町、同じような住民でもいいのですが、比べてどうなんですか。町長の減した、たしか今までは一番高かったような気がするんだけど、減にしたらどういう位置にあるのか、その点をお伺いしたいと思います。それともう一つ、町政報告であったのですが、企画財政のところで、第３次財政健全化計画を策定しましたとなっているのですが、その中でも、そういった報酬の減をやっていくということも書かれているのか。その点を伺います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、県内の類似団体の首長と町長を比較した場合は、高いほうではありません。減額された給料は、よそが 75 万 7,000 円、75 万 8,000 円ということでありますので、低い設定となっております。また、健全化計画においては、その中でも三役の報酬について削減すると明記をしております。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 40 分）

再開（午前 11 時 41 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 規模が違いますので、県内の類似団体は 5 団体ありますが、その中で下から 2 番目ということになると認識しております。

○議長 知念富信君 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 13 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 13 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第 13 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 13 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 9．議案第 14 号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 9．議案第 14 号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 14 号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、税務手当及び徴収手当の支給を停止したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等

については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは改め文を読み上げて説明しますので、新旧対照表をお願いいたします。南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。5項、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間、南風原町職員の給与に関する条例第15条第1項の規定にかかわらず、別表の税務手当及び徴収手当は、支給しないものとする。附則この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上の内容となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第14号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第14号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 10. 議案第 17 号 指定管理者の指定について

○議長 知念富信君 日程第 10. 議案第 17 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 45 分）

再開（午前 11 時 46 分）

○議長 知念富信君 再開します。

提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 17 号 指定管理者の指定について 次のとおり指定管理者を指定する。1 施設の名称、次の 2 の指定管理者となる団体の名称については、次のページの別紙で説明したいと思います。3 指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。提案理由としまして、公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき提案をいたします。次のページをお願いします。

1) 1 施設の名称 南風原町立与那覇コミュニティーセンター、2 指定管理者となる団体の名称 与那覇自治会、以下については、施設の名称と指定管理者となる団体の名称のみ読み上げさせていただきたいと思います。2) 南風原町立新川コミュニティーセンター、新川自治会。3) 南風原町立農村照屋コミュニティーセンター、照屋区。4) 南風原町立琉球絃会館、琉球絃事業協同組合。5) 南風原町立共同福祉施設、南風原町商工会。6) 山川体育センター、山川区。7) 山川桁下公園、山川区。8) 新川公園、新川自治会。9) ウガンヌ前公園、宮平区。10) 宮城農村公園、宮城区。11) 喜屋武農村公園、喜屋武区。12) 山川農村公園山川児童公園・山川農村公園せせらぎ公園、山川区。13) 神里農村公園 1 号公園から 8 号公園、神里区。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第 17 号 指定管理者の指定について、概要を説明いたします。まず、13 施設の指定の期間が令和 2 年 3 月 31 日までで終了することから、指定の期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの期間に更新するための提案となります。また、施設の名称、指定管理者となる団体の名称は従来どおりとなっております。指定の期間の改正となる提案となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

[赤嶺奈津江議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 50 分）

再開（午前 11 時 50 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 別紙の 1) 与那覇コミュニティーセンターの小さいイの後ろの長音、それと 2) 新川コミュニティーセンターの長音、3) 照屋コミュニティーセンターの長音、この 3 カ所は「コミュニティーセンター」ということで、修正をお願いいたします。大変失礼しました。済みませんでした。

○議長 知念富信君 再開します。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3 番 岡崎 晋議員。

○3 番 岡崎 晋君 2 つお伺いします。まず 1 つ目は、私自身がよくわからないので教えてください。この指定管理の申請書は、各自治会から町長に対して指定管理者の指定を受けたく申請しますとございます。なぜ町長から各自治会へ、指定管理者をしてくださいという委託ではなくて、各自治会からの申請になっているのはどういう考え方でこのようになっているのかということが 1 つ。もう一つは、公民館、コミュニティセンターとか、運動公園などの管理運営については、いろいろな費用が必要だと思いますけれども、その費用などは、私たちはどこでどのように知ることができるのか。ごめんなさい、もう一つ、3 つ目です。私が聞き漏らしたかもしれませんが、10 年という長い期間です。今まではばらばらになっていたのをまとめるということでしたか。聞き漏らしですか。10 年は非常に長いのですが、この 10 年間の間に途中で変わることもあるのか。この 3 つをお伺いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず 1 点目の申請についてですが、こちらは、各種コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等によって、指定管理をする場合は申請に基づいて行うということになっております。管理票等については、それについても条例のほうで明記されておりまして、利用者からは、この指定管理者が料金を、条例の規定している範囲内で徴

収めることができると明記されております。また、10年ということについては、従来、各種13施設期限が違っていました、一時空白期間、契約、条例提案に漏れ、空白期間が生じていましたので、そういったことを避けるためにまとめて、これまで最長で10年の指定管理をしていたこと、また、この13施設が長期的、安定的に、広く町民に、地域の皆さんに利用していただく施設であることから、この申請のあった団体と協議をして10年と設定しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 自治会側からの申請ということですが、まだ今のお答えでは私自身、よく理解できていないのですが、要は、公園などを自治会、あるいは周辺の住民で使わせていただく、公民館、コミュニティセンターなどを使わせていただくというような意味合いがあって、自治会側からの申請になっているのですか。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時57分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 条例の中で、まず申請の条項があります。コミュニティセンターの条項については第16条にあって、指定を受けようとする団体は次の掲げる事項を明記した書面により町長に申請しなければならないということで、このセンターの設置及び管理に関する条例の中で明記しております。ただ我々は、上から目線ではなくて、地域にも管理をしていただいていると認識しております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 その条例はまた後でゆっくり勉強させてください。ありがとうございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今、雑談で話をしていたのですが、津嘉山、宮平のあれは、名称は資料館でしたか。あれはどのような扱いになっているのですか。これには出ていないのです

が、別途でやっているのか、それとも期限がまだ来ていないということなのか。その点をお伺いしたいのと、もう一つは、これは10年ということになっていますよね。これを解約するとき、いろいろ反したときの解約の仕方は、要するに町側から、甲からできるんだけど、乙のほうから解約したいとき、これは下のほうに当たる協議するという、これだけでできるのか。そのほかにもいろいろ解約の仕方があるのかどうか。その点をお伺いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 宮平、津嘉山の資料館につきましては、町の施設ではありません。町立の施設ではないということで、今回提案は上がっておりません。また、解約については、議員からありました協議をするということで、こちらも各地域と協定していることから、両者、各地域と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第17号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第17号 指定管理者の指定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決すること

に決定しました。

暫時休憩します。

休憩（午後 0 時 00 分）

再開（午後 1 時 00 分）

○議長 知念富信君 再開します。

**日程第 11. 議案第 18 号 町立学校給食調理場及び町立宮平保育所調理用備品購入事業の
売買契約について**

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 18 号 町立学校給食調理場及び町立宮平保育所調理用備品購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 18 号 町立学校給食調理場及び町立宮平保育所調理用備品購入事業の売買契約について 町立学校給食調理場及び町立宮平保育所調理用備品購入事業について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 町立学校給食調理場及び町立宮平保育所調理用備品購入事業。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 1,551 万円。4. 契約の相手方 住所 宜野湾市伊佐三丁目 4 番 5 号 商号 有限会社中島工業 氏名 代表取締役藤澤一馬。その内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議案第 18 号の概要について説明申し上げます。町立学校給食調理場及び町立宮平保育所調理用備品購入事業の売買契約についての概要ですが、まず 2 ページの入札結果報告書をごらんください。令和 2 年 2 月 21 日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで 1,410 万円となります。8 業者が入札に参加し、有限会社中島工業が落札しました。4 ページをごらんください。事業の概要としまして、納入場所が町立学校給食調理場及び町立宮平保育所となります。納入期限につきましては、学校給食調理センター共同調理場の運用の関係から、夏休みの期間を利用した納品を考えておりますので、令和 2 年 8 月 24 日となっております。現場説明が令和 2 年 2 月 17 日、入札日が令和 2 年 2 月 21 日とな

ります。この予算については、12月の補正予算で認めていただいた予算となりますが、先ほども申し上げましたように、給食をずっと続けていますので、夏休みの期間をもって納品としています。学校給食共同調理場に納品されますのが、①カートイン消毒保管機2台、②消毒保管機専用カート4台、③蒸気回転釜2台、④給食用コンテナ3台、⑤段付き二重食缶21缶、⑥箸箒7箒。宮平保育所に、消毒保管機が1台となっております。以上、備品の納品と設置が契約の詳細となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 8月24日までの納品で、要するに夏休み期間中に取りかえるということなのかな。今あるものを。ということは、そこまでは利用できる。例えば新年度でもう使えないからほかのものとかえる、もしくはプラス。今までのものでは足りないからプラスするということなのかな。今の説明だと、今、給食をやっているの、夏休み期間中にとのお話ですので、これまで使える…、使えると言っていいの、夏休みまでは。それを使って、夏休み期間中に取りかえるということは、今使っている調理器、いろいろ買おうとしているのですが、これはどういう状態なのか。その辺をお聞きしたいと思います。それとも一つは、宮平保育所では、以前、自前で食事をつくっていませんでしたか。今は全部給食センターから来るということになっているのですか。その点をお伺いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 説明が足りず申しわけありませんでした。今回の備品の購入については、児童生徒の増による設備の増ということで、12月補正で説明を申し上げたもので、現在の釜に2つの釜を足すということで、現在使っている機材については、全て継続的に使っていくということでございます。給食は、現在の釜、それからコンテナ、学校に運ぶためのコンテナ等については、児童生徒がふえることによって、必要だということでの購入と。宮平保育所については、保育所のほうで給食をつくっていますので、保育所に消毒保管機を設置して、向こうのほうで直接使うということでございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 児童生徒の増による給食の機器の購入ということですが、給食の増は2学期からふえるわけではないでしょう。生徒は。4月からふえるわけだから。その対処はどうするのかというのが、疑問に残ってくるのですが、今までのものは全部そのまま使うということで、要するに無理に料理を多くするという…、要するに1学期は今までで

上のものをつくるということなのかな。4月から生徒がふえるわけですから、その辺はどうするのですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 おっしゃるとおりで、夏休みの期間を使って納品されるのは、事業内容で申しますと、③蒸気回転釜、それから①カートイン消毒保管機、上の①②③の消毒保管機等になります。残りについては、3月までに納品をしていただいて、新学期には間に合わせるということでございます。回転釜等については、蒸気の配管等との設置とか工事が伴いますので、その期間については夏休みを使うのですが、その間については、少し釜についても多めの調理という形で対処していただいて、今後、児童生徒がふえたものに対応するための増設となりますので、夏休みの後の給食については、設置をした後に調理をしていたくという形の方法をとりますということで計画しています。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに4月までに準備するものと、夏休み期間中に準備するものが2つあるよということですね。それまでは十分に対応できると。ちょっと無理なのかな。そういう感じなのかな。それともう一つは、保育所のほうも給食センターから来ていると。話はそういうことでしたか。消毒保管機となっていますけれども、給食センターとは全く関係なく、やはり自前でつくっていて、その保管機を準備するということなのでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 こちらに置いています、入札を一緒にやりましたのは、入札の関係上、有利に働くものということで、一緒に入札をしていることでございまして、納品場所は事業内容にありますように、宮平保育所、消毒保管、これはコンテナとか食器等を消毒する保管機を宮平保育所に設置して、宮平保育所で調理したもので使うということでございます。

○議長 知念富信君 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会の付託を

省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 18 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、議案第 18 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 18 号 町立学校給食調理場及び町立宮平保育所調理用備品購入事業の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 13 分）

再開（午後 1 時 13 分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 12. 議案第 15 号 南風原町教育委員会教育長の任命について

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 15 号 南風原町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第 15 号 南風原町教育委員会教育長の任命について 南風原町教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 新垣吉紀。住所と生年月日につきましては記載のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の教育長として適任であると思慮し提案するものでござ

います。次のページに履歴を掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 15 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 15 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 15 号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 15 号 南風原町教育委員会教育長の任命についてを採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

休憩します。

休憩（午後 1 時 16 分）

再開（午後 1 時 21 分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 13. 議案第 16 号 南風原町教育委員会委員の任命について

○議長 知念富信君 日程第 13. 議案第 16 号 南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第 16 号 南風原町教育委員会委員の任命について 南風原町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 大城雅史。住所と生年月日につきましては記載のとおりでございます。提案理由、上記の者は、南風原町教育委員会委員として適任であると思慮し提案する。次のページに履歴を掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 23 分）

再開（午後 1 時 23 分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 16 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第 16 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 16 号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 16 号 南風原町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

日程第 14. 報告第 2 号 令和 2 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 知念富信君 日程第 14. 報告第 2 号 令和 2 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 2 号 令和 2 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 2 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。令和 2 年度の事業計画書をお配りしておりますが、令和 2 年度の南風原支社におきましては、土地開発公社を活用しての事業計画はありませんので、事業計画用途別明細表への記載はないということをご報告申し上げます。以上です。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 2 号 令和 2 年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

日程第 15. 議案第 3 号 南風原町景観条例

○議長 知念富信君 日程第 15. 議案第 3 号 南風原町景観条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 3 号 南風原町景観条例 南風原町景観条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の魅力ある景観の保全及び創造を図るため、景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を条例で制定する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 3 号 南風原町景観条例の概要についてご説明いたします。本条例制定の目的としまして、町の魅力ある景観の保全及び創造を図るため、景観法の施行及び南風原町景観計画の実施に関し、必要な事項を定めることにより町、町民及び事業者の協働による良好な景観の形成に寄与することを目的に、令和 2 年 4 月 1 日から施行したいので制定するものでございます。

別紙で、景観条例に基づく届け出制度の流れをフロー図で示しております。また、裏面には景観計画の地区区分を示した図を添付しておりますので、資料をごらんいただきながら説明させていただきます。まず、本条例の第 1 条に目的、第 2 条に用語の定義、第 3 条には基本理念として町、町民及び事業者が協働により保全、創出、再生し、次世代へよりよい形で引き継ぎ、「都市と田園と伝承が紡ぐ黄金の郷はえばる」の実現を図るとしております。第 4 条には町の責務として、基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、施策を策定し実施する責務を有し、第 5 条には町民の責務、第 6 条に事業者の責務として、同施策に協力しなければならない。また、第 7 条では国、他の地方公共団体に対して、同様に良好な景観の形成を推進するため、必要に応じて協力要請をすると定めております。第 8 条から第 14 条までは届け出行為に関する条文で、第 8 条が届出を要する行為、第 9 条が届出を要しない行為、第 10 条が特定届出対象行為、第 11 条が行為の届出前の事前協議等、第 12 条は高さ制限の緩和、第 13 条が助言又は指導、第 14 条が勧告、命令及び公表となっております。第 15 条から第 19 条までは景観重点地区、景観重要構造物及び景観重要樹木の指定等と、その管理方法の基準、原状回復命令の手続を定め、それぞれ必要に応じて景観審議会の意見を聞かなければならないと定めております。第 20 条では、町長は町民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、啓発及び広報活動に努めると規定し、良好な景観の形成を推進するため、第 21 条で景観審議会の設置、第 22 条で技術的な指導、助言等を行う景観アドバイザーの設置について定めております。別表第 1 と別表第 2 について説明します。別資料の地区区分を示した図、裏面にカラー刷りがございますけれども、その図のとおり、本町の景観区域は町全体としており、別表第 1 に該当する行為、規模について、町全体、全区域の届けが必要であります。また、別表第 2 の 5 つの地区については、別表第 1 に掲げる行為のほか、建築基準法に基づく建築確認申請が必要な行為につ

いても届け出が必要になります。簡単ではございますが、以上で議案第3号 南風原町景観条例の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 この景観条例は制定ですか、変更ですか。制定ですね。制定に当たりましては、多分これまで、何度か住民説明会を開催して来られたと思います。私もその中の一つに参加しまして、説明を聞かせていただきました。そのときは、住民の方よりも事業者の方が多かったように覚えています。それで、この景観条例を制定して、発足するに当たって、これまでに、開発事業の申請がされてきているのか。もしそれらの申請が、この条例が施行されたら、引っかかるものがあるのかどうか。つまり、駆け込み申請があったのかどうかということを伺いたいです。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答え申し上げます。特に駆け込みの申請と思われるようなものはございませんでした。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 別表に、高さ制限とか面積の制限などがありますけれども、それらを超えるような開発申請は、これまではなかったという理解でよろしいんですね。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 条例が制定されているのであれば、届け出が必要な行為というのはございましたけれども、これが条例の制定を意識して駆け込みでやったものとは、認識はしておりません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号 南風原町景観条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 16. 議案第 4 号 南風原町景観審議会設置条例

○議長 知念富信君 日程第 16. 議案第 4 号 南風原町景観審議会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 4 号 南風原町景観審議会設置条例 南風原町景観審議会設置条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、南風原町景観条例第 21 条第 1 項の規定に基づく南風原町景観審議会の設置に関し必要な事項を条例で制定する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 4 号 南風原町景観審議会設置条例の概要についてご説明します。本条例は、先ほどの議案第 3 号 南風原町景観条例第 21 条第 1 項に基づき、南風原町景観審議会を設置するための条例制定でございます。第 1 条に条例制定の趣旨、第 2 条に所掌事務として、第 1 号に景観計画に関すること、第 2 号で景観条例に規定された景観形成に関すること、第 3 号にその他町長が必要とする事項に関することと定められております。特に、景観計画に関することの中では、先ほどの景観条例に規定された意見を聞くという部分がその第 2 号に含まれているということでご理解ください。第 3 条以降については、従前からあります審議会条例の内容と特に異なるところはございませんので、詳細な内容については割愛させていただきます。以上で議案第 4 号 南風原町景観審議会設置条例の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 幾つかお伺いします。第 3 条の組織で、10 名以内ということになっていて、識見、関係団体または行政機関というのがありますけれども、この第 2 号は、仮に 10 名でスタートするとした場合、以内だから、少なくともいいわけですが、南風原町役場職員とか、あるいは関係行政機関というのは、例えば県の職員等を想定しているのか。このあたりをどのように想定していて、その割合をどのように想定しているのか。4 月からスタートするわけですから、議会が議決するのは 3 月の末ですから、恐らくそれなりの準備は、可決することを前提として進められているだろうと思いますので、そのあたりの状況をお聞かせください。それから第 8 条の庶務は、まちづくり振興課が処理するという事にな

っていますが、これにかかわるのか。委員の皆さんに守秘義務はあるんだけど、ほかと変わらないということです。会議録はまちづくり振興課で作成されるのかどうかについてお聞かせください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 識見を有する者というのは、大体大学の先生とか建築の専門家とか、文化財関係の専門家というのを想定してございます。あと、関係団体としては区長会の会長とか、あるいは町内で設計をしている方々で、黒木の会というのがございますので、この辺から代表を出していただくとか、あるいは観光協会とかそういうのを想定してございます。まだ決定はしてございません。関係行政ですけれども、この辺は沖縄県、必要に応じてですね。この辺は他の市町村等の状況も確認しながらお願いしたいと思えますけれども、沖縄県とか必要がございましたら、町内の文化関係とか、その辺を想定してございます。会議録については、まちづくり振興課で作成していきます。以上です。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 ごめんなさい、今のは漏れた点もあるかなと思っているのですが、南風原町の職員もこの 10 名の中に入るのか。これと、それから会議録はわかりました。傍聴ができる、できない、こういったあたりもあるかと思うのですが、これはどのようにになりますか。お聞かせください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 職員については、職員も必要に応じて、委員に入れるというのは考えてございます。傍聴につきましては、通常、都市計画審議会とかそういうものもこれまでございませんので、この件については、想定してございませんでしたけれども、どちらかといいますと、出てきたものに対する、ある意味では処罰というか、この開発が、この計画に著しく違反しているのかどうかというものも審議をしたりしますので、この辺は、基本的には傍聴できないという形で考えてございます。

○議長 知念富信君 13 番 大城 毅議員。

○13 番 大城 毅君 部長が説明されるときに、第 4 条から後は、ほかのもろもろの審議会と同じですという説明があったかと思うので、もちろん審議会一般で言うと、基本はやはり役場の物事を決める場ですから、基本はオープンであって、ただし、ふさわしくないもの

も当然あると思います。個人の情報にかかわることだとか、そういった点は理解するわけですが、一般的には役場の会自体はオープンであるべきだと思うのですが、その点と、今の私の、傍聴のことはどこにも書かれていないのですが、こういった審議会の基本的な考え方について、どのように考えるか、お聞かせください。それから、先ほど聞きましたか、10名の中に南風原町役場の職員は何名を想定しているのか。お聞かせください。以上です。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 職員は、今考えているのは1人でございます。先ほどの件、もう一度説明いたします。第5条で、会長は審議会を代表し会務を総理するというのがございますので、この公表についても傍聴したいとか、これがありましたら、この会長のほうで決めていただくという形でよろしいと思います。審議会等は今まで傍聴したいというのは余りございませんけれども、別に個人的な情報とか、そういうのが特にはないということであれば、別に傍聴するというのも問題ないと思っています。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時45分）

再開（午後1時45分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々町の審議会については、原則として一般的には公開と。ただ、守秘義務が生じる場合は、それはできませんので、そういった方針で開催してまいります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか

。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号 南風原町景観審議会設置条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 17. 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、南風原町景観審議会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬等を定める必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要についてご説明します。本条例は、先ほどの議案第 4 号における審議会委員の報酬及び費用弁償等を制定するための提案でございます。3 ページの新旧対照表をごらんください。右側が改正前で、改正後につきましては、都市計画審議会委員の次に、景観審議会委員を加えるものです。報酬の額、旅費の額等につきましては、上記金額と同一でございます。以上で議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 18. 議案第 6 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 18. 議案第 6 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第6号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正並びに沖縄県人事委員会勧告及び県内市町村の住居手当の改正状況を踏まえ、条例を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第6号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。第1条第1項は、同条例第23条の2において、第1号から第4号に該当した場合は、期末手当を支給しないと規定しており、同条第2号において、地方公務員法第28条第4項の規定により、失職した職員のうち、地方公務員法第16条の1号に該当して失職した職員は、成年後見人または保佐人は除く規定とされておりました。しかし、地公法第16条第1項から成年後見人または保佐人が削除されたことによる改正です。今回の改正で、失職した職員は全て期末手当を支給しないこととなります。また、期末手当同様に、勤勉手当についても、失職した職員は全て勤勉手当を支給しないこととなるため、第23条の4第2項第1号の失職部分を削除する改正となります。第2条は、期末手当支給額の改正となります。月額1万2,000円を超える家賃を月額1万6,000円を超える家賃に、月額2万3,000円以下の家賃は、家賃から1万2,000円を控除した額から、月額2万7,000円以下の家賃は、家賃から1万6,000円を控除した額に、月額2万3,000円を超える家賃は、家賃から2万3,000円を控除した額の2分の1に1万1,000円を加算した額から、月額2万7,000円を超える家賃は、家賃から2万7,000円を控除した額の2分の1に1万1,000円を加算した額に改める改正となります。附則により、令和2年4月1日から施行する。また、経過措置として、今回の改正により、住居手当の額が減となる職員は、改正前の手当額から、令和2年度は500円減を限度として支給、令和3年度は1,000円減を限度として支給、令和4年度は1,500円減を限度として支給すると規定しております。以上が議案第6号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは1点質疑をしたいと思います。第2条の住居手当の支給ですけれども、可能性としては少ないのではないかと思います。今回の改正によって、住居手当がもらえなくなる方と、もしくは逆に、住居手当がふえる方はいらっしゃるのか。いら

っしやる場合は、もらえなくなる方は1万2,000円から1万6,000円の間だと思いますけれども、どのような場合か、それぞれお答えいただけますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず、住居手当が支給できない方は、1万6,000円以下の家賃の場合は該当しませんが、本町に対象者はいません。内訳としては、増額が職員では約39名、据え置きが2名、減額が40名、令和2年度はそういう内訳となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 増額される方の増減額だったり、減額は計算上わかるのですが、増額も同じぐらいの幅なのか。あと、総額でいくとどれぐらい動くのか。それぞれ増減があると思いますけれども、教えていただけますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 増額に関しては、1,000円が増額になるということになります。また、住居手当の増については、この改正だけの要因ではないのですが、出した提案の、手当に関しては、今年度、令和元年度一般会計において324万円の増額を見込んでおります。今回の改正だけではなくて、ほかの要因もありますが、そういった形の数字を見込んでおります。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時50分）

再開（午後1時50分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 500円減が40名おりまして、その十二月で24万円減額ということになっております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 数字の羅列がちょっとよくわからないので。目的は何なのか。要するに支給額を減らすためなのか、上げるためなのか。その数字を、2 万 7,000 円と書いてありますよね。これまで、第 13 条 2 項のところで月額 2 万 3,000 円だったところを 2 万 7,000 円に変えたり、さらにこれを引いたり、その目的があるのではないですか。それが何なのか。私は額を減らすためかなと思っているけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 こちらは議案の 1 ページの提案理由で、副町長からありましたとおり、県の人事委員会勧告がありまして、それに伴う制度改正となっております。

[宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 58 分）

再開（午後 1 時 58 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 勧告については、官民格差によって毎年出されますので、この理由につきましては、官と民との格差があったということで、計算式の勧告があったということで改正となっております。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 だから、官民格差というのも、ほかの給与もそうですよ。格差があるから上げるとか下げるといのはよくありますでしょう。だからこれは何なのかと言っているわけです。人事委員会勧告があって、その格差を是正するためって、この格差是正というのは何なのかと。要するに民より低いから上げる、高いから下げる、こういうのがいろいろありますでしょう。だからどっちなのかと言っているのです。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 こちらは、上がる方もいれば下がる方もいるということで、現状に合わせた計算式の改正と、官民との現状に合わせた、世間の現状に合わせた官民格差の計

算式の改正ということで認識しております。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 何かよくわからないので、町として、この住宅手当はトータルで減なのか、増なのか、その点をお聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 こちらについては、この条例改正だけではないのですが、新年度予算では、先ほども申しましたように約 300 万円は、当初予算、一般会計では増額計上しております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 00 分）

再開（午後 2 時 00 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回の改正については、上がる方、下がる方がいますが、増額を見込んでおります。

○議長 知念富信君 よろしいですね。ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 6 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 19. 議案第 7 号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 19. 議案第 7 号 職員の服務の宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 7 号 職員の服務の宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 職員の服務の宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に係る服務の宣誓及び育児休業に関し、関係条例において改正を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第 7 号 職員の服務の宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。議案第 7 号の資料及び 7 ページからの新旧対照表をお願いいたします。第 1 条は職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正で、職員の服務の宣誓に関する条例第 2 条第 1 項の次に、第 2 項として会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるを追加する改正です。新旧対照表 8 ページをお願いいたします。第 2 条は南風原町職員の育児休業に関する条例の一部改正で、育児休業をすることができない職員を追加する規定です。第 3 号で、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員とし、次のアからエに該当する非常勤職員は、育児休業の対象となります。ア、次のいずれにも該当する非常勤職員。(ア) 1 年以上在職している者。(イ) 子が 1 歳 6 カ月（1 歳 6 カ月から 2 歳までの間、育児休業をする場合は 2 歳）までに任期が満了及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員。(ウ) 週 3 日以上または 1 年間の勤務が 121 日以上ある者。イ、子が 1 歳から 1 歳 6 カ月で育児休業をしている非常勤職員。ウ、子が 1 歳 6 カ月到達日において育児休業をしており、保育所等に申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合など、育児休業中に任期の更新や任用の更新をされた者。新旧対照表は 9 ページです。第 2 条の 3 は、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を定める規定で、各号の区分に応じて取得可能期間が異なります。1 号、通常の場合の規定で 1 歳まで取得可能。第 2 号、配偶者と非常勤職員、それぞれが育児休業をしようとする場合は 1 歳 2 カ月まで取得可能。これは、いわゆるパパママ育休プラスの規定です。配偶者が子の 1 歳到達日以前に育児休業をしていること。非常勤職員の育児休業の初日の子の 1 歳到達日の翌日後でないこと。非常勤職員の育児休業の初日が配偶者の育児休業期間の初日以降であることが要件となります。なお、最長 1 年間で、既に育児休業や産前産後休暇を取得していた

期間は1年間から差し引かれます。第3号、次のいずれにも該当するときは1歳6カ月まで取得可能となります。ア、非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合。イ、規則の定めに該当する場合。第2条の4は、次のいずれにも該当するときは2歳に達するまで育児休業を取得可能となります。第1号、子の1歳6カ月到達日において、非常勤職員または配偶者が育児休業をしている場合。第2号、規則の定めに該当する場合。第3条、通常、育児休業は1回の取得となりますが、再度取得できる場合の規定追加です。第7号、第2条の3第3号の規定による子の1歳6カ月まで延長する場合または第2条の4の規定による子の2歳まで延長する場合。第8号、育児休業中に任期の更新や任用の更新をされた者。第6条の3は、育児休業をしている職員が期末手当基準日以前の6カ月以内に勤務した期間がある場合には、勤勉手当を支給する規定から、第2項追加により、会計年度任用職員には、勤勉手当がないことから、対象から除くための改正です。第7条は、育児休業をした職員が勤務に復帰した場合において、給料を調整することができる規定ですが、育児休業復帰後の復職時調整を、会計年度任用職員は行わないことから、対象から除くための改正です。第16条第1号は、育児短時間勤務の失効後も、短時間勤務を延長している職員は、部分休業できない規定の改正です。また第2号は、1年以上在職し、週3時間以上または1年間の勤務日が121日以上ある者で、1日の勤務時間が6時間15分以上の勤務日がある非常勤職員については、部分休業の対象となる既定の追加です。第17条の第1項は、再任用短時間勤務職員等を除く非常勤職員も、勤務時間の始め、終わりにおいて部分休業が取得できる対象者の追加規定です。第2項は、非常勤職員については、第3項で追加規定することから除くための改正です。第3項は、非常勤職員の部分休業は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内で取得できる、最大2時間。ただし、育児時間または介護時間を既に承認されている者は、取得時間から当該育児時間または介護時間を減じた時間となる規定となります。第18条第1項は、会計年度任用職員、給与の減額については、第2項で規定することから除くための改正です。第2項は、会計年度任用職員が部分休業により勤務しない場合の減額規定となります。第1号で、パートタイム会計年度任用職員は1時間当たりの報酬額を減額し、第2号で、フルタイム会計年度任用職員は1時間当たりの給与額を減額する規定です。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上が議案第7号職員のサービスの宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。これは各常任委員会で行ってください。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 済みません、この議案は、私たち総務民生常任委員会に付託されますが、今、総務部長に読んでいただいたのですが、なかなか読解できるものではありません。持ち帰って読んでみても、なかなか読解できる自信はありません。それで、委員会をできる

だけ潤滑に進めるために、抜粋か、あるいはエクセルでの表か、それをぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 概要より、わかりやすい資料を委員会では提出いたします。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

休憩 (午後2時11分)

再開 (午後2時22分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第20. 議案第8号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第20. 議案第8号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第8号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、ふるさと納税推進事業の円滑な運営を図ることを目的に、南風原町ふるさと寄附条例に基づく寄附金のうち、ふるさと納税推進事業の必要経費を除いた額を積み立てる必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは改め文を読み上げて説明しますので、新旧対照表をお願いいたします。南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例 南風原町ふるさと寄附条例の一部を次のように改正する。第3条第1項中「基金」の次に「(以下「基金」という。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。2項、基金に積み立てる額は、寄附された寄附金の額から、町長が別で定める必要経費を控除した額とする。附則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上が南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは少し教えていただきたいと思います。今回の条例改正ですけれども、提案理由を見ても、実情から見ても、そのとおりだろうなと思いはしますけれども、このふるさと納税に関しては、スタート当初から、全国でもさまざまな返礼品の課題とかいろいろなことが挙げられました。そもそも、なぜ今まではこうなっていなかったのか。そしてまた、もし必要であれば、例えば遡及して、これまでの寄附金にも遡及するということも考えられたのかなとも思いますけれども、そのあたりの改正の背景といいますか、そういったものを教えていただけますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回の条例の改正につきましては、一番大きな理由は寄附の金額の実績が大きくなってきたと。そのために返礼品、経費を、寄附金を全額積み立てると、約5割から6割近くを財政調整基金からの一般財源で賄わないといけなくなるということで、ふるさと寄附金は、基金は上がるのですが、その一般財源が下がっていくということが大きくなってきていますので、そのための改正となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 実情に合わせると、今の答弁も理解できます。ただ、先ほども言ったように、このふるさと納税、スタート当初から返礼品に対する規定とか、これが適正かどうかとか、例えばこういった条文に関しても、市町村ばらばらでつくるわけではないと思うんですよね。税の制度上、税ですから、やはり国の規定が、当初は経費を差し引いた額とかそ

ういったものが入っていなかったけれども、国もその金額の用途に合わせて改正していったとか、要するに、わかりやすく言えば、当初、条文に欠陥があったのかということが聞きたいわけです。ほかの市町村も同様だったのか。市町村の裁量に任されていたのか。そういうところはどのようになっていますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 ふるさと寄附金の返礼品についての経費については、それには明記がありませんので、おのおのの団体によって条例で定めているところでありまして、本町においては、以前は寄附金額が少なく、全額を寄附しても、当初、返礼品は行っていなかったことから、そういった経費が生じなかったということとなっています。返礼品をやった平成 29 年から、そういった経費が出るようになって、それが約 2 億円近くの寄附金の歳入になりますので、1 億円を超える経費がかかるようになってきたので、条例の改正が必要になったことによるものです。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 28 分）

再開（午後 2 時 28 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 このふるさと寄附条例は、条例の定めによることになっております。各市町村、おのおのです。条例によってやることになっております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 8 号 南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 21. 議案第 10 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 21. 議案第 10 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 10 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことを踏まえ、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは改め文を読み上げて説明しますので、新旧対照表をお願いいたします。南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。第 2 条ただし書き中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。第 13 条第 1 項第 5 号中「後見開始の審判を受けた」を「意思能力を有しない者となった」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 10 号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 22. 議案第 9 号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 22. 議案第 9 号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 9 号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、南風原町総合保健福祉防災センターの所管を変更すること及び健康増進室に設置するマッサージ機及び電位治療器の使用料を徴収することから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 9 号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、内容をご説明いたします。新旧対照表をごらんください。まず、3 ページの新旧対照表をごらんください。第 1 条、南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正する。第 4 条中、「保健福祉課」を「国保年金課」に改める。新旧対照表の次のページをお願いします。第 2 条、南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正する。第 11 条第 1 項中「別表」を「別表第 1 又は別表第 2」に改める。別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。別表第 2（第 11 条関係）区分、マッサージ機、電位治療器。使用料（15 分当たり）町内 200 円、200 円。町外利用不可、利用不可。附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。以上が議案第 9 号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 34 分）

再開（午後 2 時 34 分）

○議長 知念富信君 再開します。8 番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。それでは何点かお伺いしたいと思います。今回、条例の一部改正ですけれども、新旧対照表によると、管理運営ということで、担当課が変わるということですけれども、管理運営が変わることによって、職員の異動がどうなるのか。そしてまた職務の異動、つまり事務分掌といいますか、業務分掌が変わると思いますけれども、そのあたりがどうなるのか、教えていただきたいと思います。あと、異動に至る業務の内容変更に至る理由、その辺も教えていただきたいと思います。次に、使用料ですけれども、今回から有料化ということですけれども、使用料についても、なぜ使用料を徴収するようになったのか。その経緯を教えていただきたいということと、町内でも各使用料をとる施設に関しては、管理人というか、受付というか、そしてまた維持管理等が出てくると思いますけれども、今まで無料で利用できていたところを、どのように管理していくのか。以前、健康増進室の備品については、部長からも社協と町の備品があるということもおっしゃっていましたが、老朽化しているというのは当然あったと思うのですが、その辺もその背景の中で教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目の職員の異動ということでございますが、向こうは総合保健福祉防災センターちむぐくる館には、保健福祉課の健康づくり班があります。そこは、保健師を含め、保健師が8名、事務職2名の10人体制です。その健康づくり班が、そのまま所管が国保年金課に移ります。担当している職についてはそのままです。そのまま。ただ所属が国保年金課に移るということでございます。これまで、保健福祉課においては、職員数が20人だったのが、健康づくり班が移動することによって10人になります。逆に国保年金課は11人だったのが21人となります。なぜ健康づくり班が国保年金課に移るのかということでございますが、国保年金課においては、特定健診を担当しておりました。ただ、町民全体の健康づくりという部分では、保健福祉課の健康づくり班、特に保健師の皆さんになっておりまして、健診を担当する部署と、それから全般的に町民の健康づくりを担う部署が別々に配置されておりましたので、これからの南風原町の健康づくり、健康長寿を目指していく中では、健診を担当する部署と、それから健康指導等を実施する部署が一緒になって、一体となって業務に取り組んでいったほうが、なお健康づくりが推進できるという判断で、こういう班の配置がえ、所属がえとなっております。これは、特定健診等の取り組みが始まる以前は、集団健診等の健診等の担当は、保健福祉課のこの部署が担っていましたが、保険者が特定健診をする、要するに国保が特定健診をするということになって、こういう形になっています。これは、大体周辺自治体はみんな同じです。業務を進めていく中で、やはり健康づくり、町全体を挙げての健康づくりという部分では、健診を担当する部署と、全体的な健康づくりを推進していきながら、専門的な知識で健康指導等を

していく保健師の皆さんとが一緒になってやっていったほうがいいということで、近隣の市町村もそのような形の組織にだんだんできています。そういった背景もありまして、我々南風原町としても、そのほうがいいと判断して、このような配置になりました。国保年金課の医療費適正班というのが健診を担当しておりますが、ここに事務職が2人います。この2人がちむぐくる館に移動します。席を移動します。結果的に向こうは、保健師8名と事務職が4人という体制になります。これで乳幼児健診や母子保健事業、予防接種事業、そしてこういった特定健診事業、いろいろな保健指導、それが全部あの部署で一体となって取り組んでいけるという、そういう効果があるということで、そのような改正、組織の改編になりました。

次に、健康増進室のマッサージ機と電位治療器の使用料徴収に至った経緯ということでございますが、これまでも、議員の皆様からもいろいろご指摘を受けた健康増進室の老朽化した備品等でございますが、その中でも特に利用頻度の高いマッサージ機、電位治療器、この部分に関しては、利用頻度が高い部分、故障も頻繁にありますし、結果的に買い換えをしないといけないという部分で、経費が相当程度かかってきました。そういった部分で、やはり第3次の財政健全化計画でも申し上げておりますが、手数料、使用料、そういった部分に関しましても、見直しで、受益者負担の公平性を確保するため、経費に対して、利用者に応分の負担を求めることを基本としていくという形で、随時見直しをしていくという方針でございますので、そういった中において、この健康増進室のマッサージ機と電位治療器についても、受益者負担の公平性を確保するためということで、この2つについては使用料を支払っていただくというふうになりました。徴収することによって管理はどうするのかということでございますが、このマッサージ機と電位治療器については、コイン式になりますので、自分でコインを入れて動かして使うということになります。全体的な健康増進室の管理というのは、先ほど申し上げましたように、国保年金課から事務職が2人向こうに移りますので、向こうの体制が強化されます。事務職が4名という体制になりますので、そういった中で、しっかりとその健康増進室のほうも巡回しながら、全体的な管理をやっていくというふうに考えています。向こうの備品の中で、社協との備品等もありましたが、これまで何度か、社協と向こうの充実については話し合いをしてきましたが、社協がリースで入れている電位治療器がございますが、この部分に関しては、社協の契約3月いっぱいまでということで、そのまま、社協として3月までの設置と。結果的に、その分が4月以降なくなりますので、我々のほうで、また新年度の予算で上程いたしますが、その分のリース料を組みまして、設置していくと考えています。その他の運動器具についても、随時老朽化して使えなくなっていく部分は、そういった整備をしていく考えでございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、まず最初の職員の業務についてですけれども、今言ったよ

うに、効率化をしていく要素も得られるということですが、一応念のために、それによって款項目が変わったりとか、補助事業とか、そういったところ、要するに予算面の入り方とか、出方とか、そういったことが変わったりするのかどうか。その辺を確認したいということと、それに伴って、先ほどの部長の答弁の中でもありましたけれども、国保だと国保加入者なわけですね。でも、国保加入者以外にもそのサービスをする。もしくは、逆に言えば国保加入者に対しても、財源は別の職員がサービスを提供する。そういったことになりかねないという部分が懸念される。仕組み上できるのかどうかわからないのですが、そういったことはクリアされているのかどうか。その辺を教えてください。次に、使用料のところですが、今言ったような、少し漏れていたら追加してほしいのですが、使用料に当たっては、使用頻度が高いということも理解できますし、故障も多かったというのは理解できますけれども、あくまで徴収すると決めたのは、町の方針だと。今言った財政上の理由、そういうことでよろしいですか。それとも、利用者からも、やはり適正利用をしたほうがいいとか、そういった背景があったのかどうか。そういったことを、これまでの利用者も困っているとか、いろいろな声が私たち議員にもあったものですから、町の方針で使用料をとることだけなのか。その辺を教えてください。あと、コイン式になって、入れれば動くということですが、今、町でも幾つか有料施設、文化センターですとか、陸上競技場のトレーニングルームとかでも。そこには管理人がいますよね。ただ、コイン式ということで、どうやって町外と町内を見分けるのかとか。健康増進室には、入る際の受付といいますか、別にどこか狭いところに入っていくわけではなくて、出入りは結構しているのかなと思いますし、また、社協も利用されていますよね。そういったところの管理上の問題、そういったものもクリアされるのか。その辺が懸念されますので、あわせてお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず1点目の予算についてですが、特に変更はございません。ただ、職員の配置が変わるということで、事業の執行等において予算の変更等はございません。それから国保加入者以外にもということでございますが、今現在でも、特定健診という部分では国保加入者以外の方において、事業所で健診がないところとか、そういった方々もやることになっていますので、実際、今現在もやらないといけないという状況ですので、やっていくということですので、やった方に対しての保健指導は、また保健師がかかわる、そういった部分で、やはり一体的に同じ場所で、一緒になって取り組んだほうがいいという判断でございます。それから使用料、利用者からの声という部分に関しては、まずこの決定に関しては町の方針でございます。これは先ほど申し上げたように、財政健全化計画でもうたっていますとおりでございます。ただ、利用者からの声としましては、やはり占有されてしまう。長時間同じ方が使ってしまうとか、そういった声が多々ありました。そ

ういった部分での解決策の中では、やはりコイン式にして、有料制にして時間を区切ったほうがいいという部分もありますので、こういう判断になっているということでございます。それから管理上の問題、町外とか町内とか、そういった部分のご質疑ですが、以前から申し上げているように、健康増進室を活用して健康づくり事業を充実させていくという部分で、そこはしっかり管理しないといけないのですが、今後、新年度からは、まず最初に登録していただくと。住所、氏名、緊急連絡先、そういった部分で、やはり万が一、そこで何かがあった場合に、この方がどこの誰で、緊急連絡先は誰かとか、そういった部分でしっかり利用者の方に利用登録していただいて、カードを発行します。常に中に入っている間は、このカードを携帯していただくということで、そういった管理運営をしていくというふうに考えています。以上でございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後2時50分）